

最高裁秘書第3854号

平成30年9月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

6月25日付け（同月27日受付、最高裁秘書第2724号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「第1試験室」と題する文書（司法研修所）（片面で1枚）
- (2) 「第1試験室」と題する文書（新梅田研修センター）（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の各文書には、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第6号柱書及び同号イに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

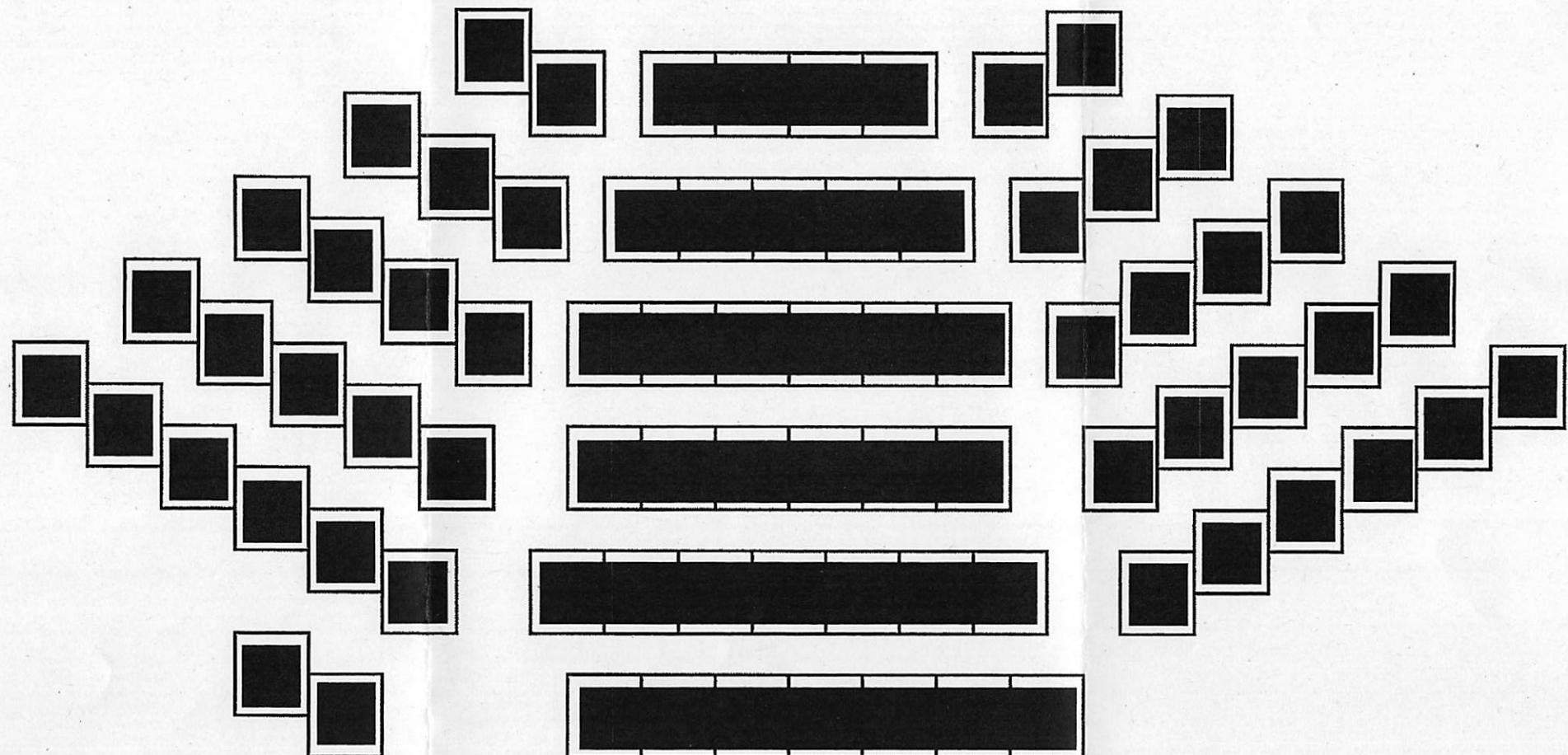
3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

第1試験室

教卓



第1試験室

